

通 達

令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算について

(障害事業)

介護職員処遇改善加算(令和4年4月から令和5年3月)について、令和4年度福祉・介護職員処遇改善計画(令和4年4月から令和5年3月)を下記のとおりとします。

1. 対象者 支援員(看護師、理学療法士等、相談員、事務員、調理員等は支給対象外です)

2. 期間 令和4年4月から令和5年3月まで

3. 令和4年度賃金改善計画

【収入】	(単位:千円)
処遇改善加算見込額	23,259 千円
【支出】	
①基本給(昇給等差額の年間額)	1,100 千円
②処遇改善手当	10,500 千円
③調整手当	5,500 千円
④キャリアアップ手当	60 千円
⑤賞与時支給(7月・12月の年2回)	2,000 千円
④ 差額(余剰金)の清算(3月支給予定)	1,300 千円
⑥社会保険料等法人負担分	2,874 千円
賃金改善所要見込額合計	23,334 千円
【収支差額】	74,508 円

4. 介護職員処遇改善手当(毎月支払い分)について

介護職員処遇改善手当として、支援員である社員に下記の金額を支払う。

・令和4年4月から 25,000 円/月(前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る)

※稼働状況等により年度の途中で金額を見直します。(3ヶ月に1度見直し予定)

5. その他

- ・年間教育訓練計画作成・自分ノート・人事考課表を利用し能力評価の実施・BSCシートを利用した個人面談での目標設定
- ・キャリアアップ制度の実施、
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への初任者・実務者研修受講支援
- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供(表彰制度)